

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和7年 7月 22日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府乙訓郡大山崎町大山崎小泉1番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） マクセル株式会社 代表取締役 取締役社長 中村 啓次			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	308 台	3 台	2 台	314 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	368 台	0 台	25 台	347 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	89.77	キログラム	80.37	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	27.9	キログラム	27.9	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	事務局が主体となって対象部門へ4半期毎に簡易点検のアナウンス及び取り纏めを行い管理する。			
	廃棄時	フロン排出抑制法に則り、発行される破壊証明書等は、取り扱い部門及び事務局にて管理する。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	フロン排出抑制法に則り、簡易点検及び定期点検を行い適切に管理する。また、異常が発生した場合は速やかに使用を停止し工事依頼を行う。			
	廃棄時	フロン排出抑制法に則り、第一種フロン類回収業者へ委託し行程管理表にて適切に管理する。また、発行される破壊証明書等を3年間保存する。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	今回対象となる冷媒用のHFC冷媒（代替フロン）管理と合わせてHCFC冷媒（特定フロン）管理も合わせて行い、計画的に地球温暖化係数が低い製品へ更新する。				
特記事項	総台数627台と変更になりました。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。